

保護者の皆さま

岸和田市立旭小学校

校長 森 千栄子

緊急時の学校園の対応について（お知らせ）

5月29日より新たな防災気象情報の運用が開始されるにあたり、岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令時および、地震発生時等の緊急時における、子どもたちの安全確保のための学校の対応は以下の通りです。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 「気象警報」の場合

変更あり	気象警報	時間	学校の対応
	レベル5 大雨特別警報 レベル4 大雨危険警報 レベル3 大雨警報	① 午前7時現在 ② 午前7時～始業時刻	臨時休業
	暴風警報・暴風特別警報 暴風雪警報・暴風雪特別警報	③ 始業時刻以降	
	レベル5 氾濫特別警報 レベル4 氾濫危険警報 レベル3 氾濫警報（※牛滝川が対象） レベル5 土砂災害特別警報 レベル4 土砂災害危険警報 レベル3 土砂災害警報（※牛滝川が対象） レベル5 高潮特別警報 レベル4 高潮危険警報 レベル3 高潮警報 波浪警報・波浪特別警報	午前7時現在	<p>（原則）平常通り授業を実施</p> <p>※児童の安全上問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休業や授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる場合がある。</p>
※ <u>台風が来ていなくても</u> 、上記の取り扱いとなります。			

【変更点】（気象庁等において令和8年5月29日から新たな防災気象情報が運用開始されました）

①大雨・氾濫・土砂災害・高潮の警報など、レベルの数字をつけて発表

市町村等が発表する避難情報や市民がとるべき避難行動との対応が分かりやすくなるとして、変更されました。

3つのレベル（警報・危険警報・特別警報）で発表されますが、学校園の対応は、レベル3～5まで同一の対応となります。

②警戒レベル・避難情報等と市民がとるべき避難行動 ～ 広報きしわだ 令和8年5月号 ～

警戒レベル	避難情報等	気象情報	取るべき行動
5相当	緊急安全確保	レベル5（特別警報）	命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル4までに必ず避難！！			
4相当	避難指示	レベル4（危険警報）	危険な場所から全員避難
3相当	高齢者等避難	レベル3（警報）	避難に時間を要する人は早めに避難、避難準備など

③洪水警報が廃止され、氾濫警報が新設されました（河川の区分に応じて、警報が異なります）

岸和田市の場合、氾濫警報として発令されるのは牛滝川で、他の河川（春木川（轟川）・津田川）は大雨警報（河川氾濫・土砂災害・浸水被害）として発表されます。

2. 「地震」の場合 <変更なし>

地震	時間	学校の対応
震度 5 弱以上	① 午前 7 時現在	臨時休業
	② 午前 7 時～始業時刻	
	③ 始業時刻以降	授業中止（授業の繰り上げ等）
	④ 休日に発生した翌日	原則、臨時休業 授業を行う場合は、保護者へ連絡する
震度 4 以下	午前 7 時現在	（原則）平常通り授業を実施 ※児童の安全上問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休業や授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる場合がある。

3. 「Jアラート」の場合 <変更なし>

Jアラート	学校の対応
<p>① 「ミサイル発射。避難してください。」</p> <p>② 「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります。」</p> <p>③ 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります。」</p> <p>④ 「ミサイルは〇〇海に落下した模様」</p>	<p>【登校前】</p> <p>①～③の情報が大阪府に発信された場合 ⇒自宅待機</p> <p>③の情報が発信され、大阪府域に落下した場合 ⇒臨時休業</p> <p>①に引き続き④の情報が発信され、安全が確保できた場合 ⇒自宅待機解除（授業開始時刻の繰り下げ等）</p> <p>【在校時】</p> <p>安全が確認できるまで授業中止</p>

●給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。